黒部市
CITY OF KUROBE

資料④

Press　Release

黒部市 発表
令和８年８月 21 日（金）

【照会先】
黒部市企画情報課
企画情報課長　　能登　隆浩
企画情報課長補佐　行田　浩一
電話　０７６５（５４）２１１５

報道関係者　各位

公の施設の指定管理者募集

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する公の施設については、地方自治法 244 条の２第３項に基づく指定管理者制度を導入し、管理・運営を行ってきました。

今般、令和９年３月 31 日をもって６区分 10 施設の指定管理の期間が終了するため、令和９年４月１日からの開始に向け、下記のとおり指定管理者を募集します。

１　予定施設

	施設名	指定管理期間	募集方法
①	黒部市国際文化センター	令和９年４月１日 ～ 令和 14 年３月 31 日 （５か年）	公募 （前回：非公募）
②	黒部市芸術創造センター		
③	黒部市立中央児童センター 黒部市立東部児童センター 黒部市三日市体育センター	令和９年４月１日 ～ 令和 12 年３月 31 日 （３か年）	非公募 （前回：非公募）
④	宮野運動公園 宮野墓地公園		
⑤	黒部市吉田科学館		
⑥	黒部市総合公園 黒部市総合体育センター		

２　公募・非公募の別

これまでは、①国際文化センター及び②芸術創造センターの募集を非公募としていましたが、県内自治体の多くが、文化ホール施設を公募で指定管理者を選定していることや両施設は、地域に根付いた団体や個人の利用が多く、安定した利用が見込めることから「公募」に変更します。

その他の③～⑥の施設については従来通り「非公募」として取り扱います。

３　指定管理期間

指定管理期間については、サービスの継続性の確保や統一的な事務の執行と指定事務手続の効率化を図るため、公募とする施設については、原則５年間（令和９－13 年度）とします。

また、非公募とする施設については、指定管理期間を３年間（令和９－11 年度）とし、今後の公募を念頭に、他自治体の動向や現在の指定管理のあり方について整理、検討し、その間必要な場合に見直しを行います。

４　今後のスケジュール

令和８年８月下旬	募集要項等の公表
８月下旬 ～10 月上旬	募集要項等の配付、申請受付 （公募期間　約 30 日）
10 月上旬	申請書提出期限
10 月下旬	選定委員会による選定 （指定管理候補者の決定）
12 月定例会	指定管理料の債務負担行為の議案提出 指定管理者指定の議案提出
議決以降	指定管理者の指定、告示 指定管理者との協定書の締結
令和９年４月１日から	指定管理者による管理開始